

国民健康保険に加入の皆さんへ

医療費通知の発送 年2回になります

本年度発送予定 1～11月診療分=令和3年1月
12月診療分=3月

高齢受給者証の更新 8月1日から有効です

新しい高齢受給者証を送付します。現在のものは有効期限(7月31日)が過ぎたら個人情報that分からないように処分するか、国民健康保険課(市役所1階)や各行政センター(太田行政センターを除く)、東・西サービスセンターへ返却してください。

対象 国民健康保険に加入している70～74歳

※70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の人はその月)から対象になります。

自己負担割合 2割

※一定以上の所得がある人は3割です。

※申請をすると自己負担割合が変わる場合があります。該当者には申請書を郵送します。

新型コロナ

国保税の減免

対象 新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の収入が前年と比べて30%以上減少した世帯(所得制限あり)

※詳しくは税額決定通知書(7月中旬発送)に同封の緑色のチラシや市HPをご覧ください。

問い合わせ 国民健康保険課 ☎0276-47-1966

傷病手当金の支給

給与の支払いを受けている加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合などに支給します。

※詳しくは市HPまたは国民健康保険課へ相談ください。

問い合わせ 国民健康保険課 ☎0276-47-1825

国民健康保険課 ☎0276-47-1825

後期高齢者医療保険に加入の皆さんへ

被保険者の人に保険証と一緒に手引きを同封します。詳しくはそちらをご覧ください。

被保険者証の更新 8月1日から有効です

新しい被保険者証を送付します。現在のものは有効期限(7月31日)が過ぎたら個人情報が分からないように処分するか、医療年金課(市役所1階)や各行政センター(太田行政センターを除く)、東・西サービスセンターへ返却してください。

※昨年中の所得に基づき自己負担割合を判定します。

●限度額適用・標準負担額減額認定証

●限度額適用認定証

申請します

世帯の全員が市・県民税非課税に該当する場合、申請で医療機関受診時の窓口負担額や食事代が減額される認定証を交付します。

また現役並み所得者(3割負担)のうち住民税課税所得が145万円以上690万円未満の被保険者がいる場合、申請で医療機関受診時の窓口負担額が抑えられる認定証を交付します。

※昨年度に交付された本年度の該当者は、申請の必要はありません。

保険料の決定通知書・納付書

送付します



納付書がある場合は現金で納めてください。その他の納付方法は同封の通知を確認ください。

新型コロナ

保険料の減免

対象 新型コロナウイルス感染症の影響で前年と比べて収入が30%以上減少した人(所得制限あり)

※詳しくは保険料決定通知書に同封のチラシや市HPをご覧ください。

問い合わせ 医療年金課 ☎0276-47-1926

傷病手当金の支給

給与の支払いを受けている加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合などに支給します。

申し込み 申請書(県後期高齢者医療広域連合HPからダウンロード可)を郵送で、同連合へ

※希望者には申請書を送付します(同連合へ要電話)。

問い合わせ 県後期高齢者医療広域連合 ☎027-256-7171

医療年金課 ☎0276-47-1926

精神通院医療の有効期間を1年間延長

新型コロナウイルス感染症対策のため、自立支援医療(精神通院)受給者証の有効期間が延長されます(手続き不要)。

新しい受給者証は発行されません。そのまま医療機関などに提示してください。

対象 3月1日～令和3年2月28日の有効期間のもの

※更新手続きは行えます。

※新規や変更は申請が必要です。

障がい福祉課 ☎0276-47-1828

7月10日(金)まで

福祉医療の更新手続き

母子・父子家庭などの福祉医療費受給資格者証をお持ちの人は、年1回の更新手続きが必要です。対象者に申請書を発送したので同封の封筒で返送ください。確認後、新しい受給者証を発送します。

医療年金課 ☎0276-47-1940

7月1日(水)から

医療機関で受ける個別けんしんを開始

中止していたけんしんを開始します。

種類 胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん・前立腺がん・肝炎ウイルス検診、ヘルスチェック、特定健診

※詳しくは送付済みの各種けんしん受診券に同封の案内をご覧ください。



健康づくり課 ☎0276-46-5115
国民健康保険課 ☎0276-47-1825
医療年金課 ☎0276-47-1926



◀ 新型コロナウイルス感染症 市内の関連情報